



年末年始火災特別警戒を 実施します



令和3年度年末年始火災特別警戒を実施します。市民及び事業者に対して防火意識の向上、火災予防の徹底を図ります。

実施期間：令和3年12月29日～令和4年1月3日

住宅用火災警報器をつけましょう

常陸大宮市内の全ての住宅には、消防法により住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。原則、寝室と寝室がある階の階段の上端には必ず設置しなければなりません。建物火災での死者の約9割は住宅火災によるもので、その約6割強は火災の発生に気がつかず、逃げ遅れることが原因となっています。

火災は早期発見が重要です。火災が発生した時、目で煙や炎を見たり、鼻で焦げ臭いにおいを感じたり、耳でぱちぱちという音を感じたり…といったことで気づくことがほとんどです。しかし、就寝中は火災に気づくのが遅れてしまう可能性が高く危険です。住宅火災警報器は、家庭内での火災の発生をいち早くキャッチし、警報ブザーや音声によって知らせるため、火災の早期発見に非常に有効です。



住警器を
設置しよう

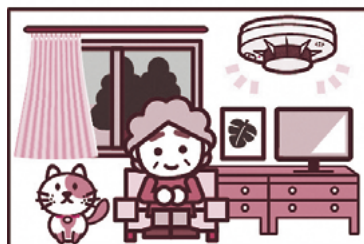


設置義務です
住宅用火災警報器

悪質訪問販売には、十分にご注意ください！

消防本部及び消防署では、一般のご家庭に住宅用火災警報器を販売することはありません。

住警器設置で 安全な暮らし



■問い合わせ■

消防本部 ☎54-0119